

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

人間ドックの受診に助成します

■問い合わせ
市民福祉課 ☎ 64・6018

対象
40～74歳の国民健康保険加入者（国保税滞納世帯の人を除く）・後期高齢者医療制度加入者（保険料未納の人を除く）

受診医療機関
杉田玄白記念公立小浜病院（大手町）
福井県済生会病院（福井市）
※済生会病院は1日ドックのみ

申込期間
4月6日（木）～19日（水）

定員
1日ドック 62人、脳ドック 37人
併用（1日+脳）ドック 23人

申込方法
被保険者証を持って、市民福祉課（市役所1階2番窓口）で申し込みをしてください
※申し込みが定員を超えた場合は、前年度に助成を受けていない人を優先します
※多数の申し込みがあった場合、受診希望日については抽選になることがあります

	種類	料金	自己負担額（4割）	助成額（6割）
	1日ドック（男）	44,280円	17,720円	26,560円
	1日ドック（女）	47,520円	19,010円	28,510円
	脳ドック（男女）	43,200円	17,280円	25,920円
	併用ドック（男）	83,160円	33,270円	49,890円
	併用ドック（女）	86,400円	34,560円	51,840円

国民健康保険加入者の皆さんへ

国保の届け出は14日以内に!

社会保険をやめたとき 社会保険の扶養から外れたとき	社会保険に加入したとき 社会保険の扶養になったとき	修学のため転出するとき
<p>↓</p> <p>国保加入の手続き</p> <p>●届け出に必要なもの 印かん、健康保険資格喪失証明書</p> <p>※届け出が遅れると、さかのぼって保険税を納めたり、医療費を全額自己負担しなくてはなりません</p>	<p>↓</p> <p>国保脱退の手続き</p> <p>●届け出に必要なもの 印かん、国保と社会保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）</p> <p>※届け出が遅れ、国保の被保険者証で受診してしまうと、国保分の医療費を後で返さなくてはならない場合があります。また、届け出をしないと、保険税と新たに加入した社会保険の保険料を二重に請求されてしまうことになります</p>	<p>↓</p> <p>修学用被保険者証の申請手続き</p> <p>●届け出に必要なもの 印かん、保険証、在学証明書（学生証のコピーでも可）</p> <p>※届け出をしないと、転出により国保の資格を喪失し、保険証が使えなくなります。修学を終えたら、その旨の届け出も忘れずにしてください</p>

※届け出には、マイナンバーカード（個人番号カード）、またはマイナンバーの分かる書類と本人確認書類も持ちください。届け出が必要な人と別世帯の人が届け出をする場合は、別途、委任状が必要となります

後期高齢者医療制度のお知らせ

4月1日から保険料の軽減制度が変わります

■保険料の計算方法

保険料は、個人ごとに算定し、定額の「均等割」と所得に応じて計算される「所得割」の合計です。所得の少ない人は、世帯や個人の所得水準に合わせて保険料が軽減されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \text{(限度額 57万円)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割 (所得に応じた負担)} \\ \text{賦課のもととなる所得} \times 7.9\% \\ \text{所得に応じた軽減があります} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割 (定額負担)} \\ \text{43,700円} \\ \text{所得に応じた軽減があります} \\ \text{(9割、8.5割、5割、2割軽減の4区分)} \\ \hline \end{array}$$

※賦課のもととなる所得とは、総所得から基礎控除33万円を引いたものです

■保険料の軽減措置と平成29年度変更点

1 所得割額の軽減
対象者 賦課のもととなる所得が58万円以下（年収入が211万円以下）の人
軽減割合 平成28年度まで5割軽減
 平成29年度から2割軽減に変更

2 低所得者に対する均等割額の軽減
 経済動向等を踏まえ、世帯の総所得に応じた区分ごとの軽減基準額が変更されます。

区分	軽減割合	世帯（被保険者と世帯主）の合計所得金額	変更点	均等割額（年額）
1	9割	33万円以下の世帯のうち、被保険者全員が年収入80万円以下（その他所得なし）	変更なし	4,300円
2	8.5割	33万円以下	変更なし	6,500円
3	5割	軽減基準額 (33万円 + 27万円 × 世帯の被保険者数) 以下	軽減基準額が被保険者1人あたり0.5万円上がり、26.5万円から27万円になります	21,800円
4	2割	軽減基準額 (33万円 + 49万円 × 世帯の被保険者数) 以下	軽減基準額が被保険者1人あたり1万円上がり、48万円から49万円になります	34,900円

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額は軽減判定の対象になります
 ※65歳以上の人の公的年金所得は、公的年金の収入額から公的年金控除と高齢者特別控除15万円を差し引いて軽減判定します

3 被用者保険の被扶養者だった人の軽減
 全国健康保険協会（協会けんぽ）や健康保険組合、共済組合等に加入している人の扶養家族だった人の保険料は、公平負担の観点から、均等割額の軽減割合が変更されます。

時期	所得割額	均等割額
平成28年度まで	かかりません	9割軽減
平成29年度から		7割軽減に変更（注）

（注）ただし、世帯の総所得金額が2の表の区分1または2に該当する人は、均等割額は9割または8.5割軽減されます

■保険料の納め方

保険料は、原則、年金から天引きされます。本制度の被保険者になると、約半年から1年後に年金天引きに切り替わります（ただし、条件により切り替わらない人もいます）。年金天引きに切り替わるまでは、市から送付する納付書で納めることになります。事前に口座振替の手続きをすると、納め忘れがなくなり便利です。口座振替を希望する人は、市内金融機関に直接申し込んでください。

■制度に関する問い合わせ 福井県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0776・54・6330